

外来医師偏在指標

(二次医療圏別)

■ 上位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
00	全国	全国	112.2
0101	北海道	南渡島	94.3
0102	北海道	南檜山	51.2
0103	北海道	北渡島檜山	56.5
0104	北海道	札幌	122.5
0105	北海道	後志	94.2
0106	北海道	南空知	91.1
0107	北海道	中空知	85.8
0108	北海道	北空知	90.7
0109	北海道	西胆振	84.6
0110	北海道	東胆振	74.2
0111	北海道	日高	73.3
0112	北海道	上川中部	98.7
0113	北海道	上川北部	73.3
0114	北海道	富良野	65.2
0115	北海道	留萌	80.4
0116	北海道	宗谷	67.6
0117	北海道	北網	73.0
0118	北海道	遠紋	104.1
0119	北海道	十勝	76.9
0120	北海道	釧路	68.1
0121	北海道	根室	57.3
0201	青森県	津軽地域	89.3
0202	青森県	八戸地域	83.1
0203	青森県	青森地域	90.5
0204	青森県	西北五地域	70.6
0205	青森県	上十三地域	66.7
0206	青森県	下北地域	69.6
0301	岩手県	盛岡	94.7
0302	岩手県	岩手中部	78.7
0303	岩手県	胆江	79.4
0304	岩手県	両磐	78.6
0305	岩手県	気仙	72.8
0306	岩手県	釜石	71.9
0307	岩手県	宮古	64.2
0308	岩手県	久慈	77.3
0309	岩手県	二戸	79.9

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
0401	宮城県	仙南	81.7
0403	宮城県	仙台	113.3
0406	宮城県	大崎・栗原	76.1
0409	宮城県	石巻・登米・気仙沼	76.6
0501	秋田県	県北	74.2
0502	秋田県	県央	99.7
0503	秋田県	県南	80.2
0601	山形県	村山	103.3
0602	山形県	最上	74.4
0603	山形県	置賜	82.0
0604	山形県	庄内	87.2
0701	福島県	県北	105.2
0702	福島県	県中	89.8
0703	福島県	県南	93.1
0706	福島県	相双	96.1
0707	福島県	いわき	84.5
0708	福島県	会津・南会津	76.8
0801	茨城県	水戸	99.0
0802	茨城県	日立	68.4
0803	茨城県	常陸太田・ひたちなか	73.4
0804	茨城県	鹿行	80.3
0805	茨城県	土浦	96.6
0806	茨城県	つくば	100.5
0807	茨城県	取手・竜ヶ崎	86.1
0808	茨城県	筑西・下妻	99.4
0809	茨城県	古河・坂東	79.1
0901	栃木県	県北	80.7
0902	栃木県	県西	98.3
0903	栃木県	宇都宮	109.6
0904	栃木県	県東	107.3
0905	栃木県	県南	99.5
0906	栃木県	両毛	92.6

※ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の外来医療計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の二次医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の二次医療圏における指標の値について上位1/3の閾値を107.8と設定している（小数点第2位以下略）。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり二次医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の二次医療圏の外来医師偏在指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、上位1/3に区分される二次医療圏の数は、全国の二次医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(外来医師偏在指標について)

外来医師偏在指標は、外来医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、外来医師偏在指標の活用においては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に踏まえた上で、外来医師偏在指標の数値を絶対的な基準として取り扱うことや外来医師偏在指標のみに基づく機械的な運用を行うことの無いよう十分に留意する必要がある。

外来医師偏在指標

(二次医療圏別)

■ 上位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
1001	群馬県	前橋	133.9
1002	群馬県	渋川	87.7
1003	群馬県	伊勢崎	94.2
1004	群馬県	高崎・安中	115.2
1005	群馬県	藤岡	61.0
1006	群馬県	富岡	106.6
1007	群馬県	吾妻	87.1
1008	群馬県	沼田	97.7
1009	群馬県	桐生	110.7
1010	群馬県	太田・館林	84.8
1101	埼玉県	南部	100.2
1102	埼玉県	南西部	98.7
1103	埼玉県	東部	80.2
1104	埼玉県	さいたま	108.8
1105	埼玉県	県央	82.1
1106	埼玉県	川越比企	87.8
1107	埼玉県	西部	88.3
1108	埼玉県	利根	87.6
1109	埼玉県	北部	93.8
1110	埼玉県	秩父	113.4
1201	千葉県	千葉	103.0
1202	千葉県	東葛南部	92.3
1203	千葉県	東葛北部	90.0
1204	千葉県	印旛	77.5
1205	千葉県	香取海匝	77.9
1206	千葉県	山武長生夷隅	85.9
1207	千葉県	安房	77.8
1208	千葉県	君津	83.6
1209	千葉県	市原	69.4

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
1301	東京都	区中央部	270.1
1302	東京都	区南部	144.7
1303	東京都	区西南部	185.0
1304	東京都	区西部	201.8
1305	東京都	区西北部	142.8
1306	東京都	区東北部	116.3
1307	東京都	区東部	120.6
1308	東京都	西多摩	83.8
1309	東京都	南多摩	102.5
1310	東京都	北多摩西部	106.9
1311	東京都	北多摩南部	127.7
1312	東京都	北多摩北部	99.5
1313	東京都	島しょ	145.5
1404	神奈川県	川崎北部	114.6
1405	神奈川県	川崎南部	120.3
1406	神奈川県	横須賀・三浦	109.6
1407	神奈川県	湘南東部	111.8
1408	神奈川県	湘南西部	95.0
1409	神奈川県	県央	83.8
1410	神奈川県	相模原	82.2
1411	神奈川県	県西	87.0
1412	神奈川県	横浜	115.6
1501	新潟県	下越	73.7
1502	新潟県	新潟	95.9
1503	新潟県	県央	77.8
1504	新潟県	中越	72.6
1505	新潟県	魚沼	74.2
1506	新潟県	上越	71.1
1507	新潟県	佐渡	92.4
1601	富山県	新川	94.8
1602	富山県	富山	105.3
1603	富山県	高岡	97.6
1604	富山県	砺波	92.6
1701	石川県	南加賀	100.8
1702	石川県	石川中央	121.2
1703	石川県	能登中部	90.9
1704	石川県	能登北部	96.4

※ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の外来医療計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の二次医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の二次医療圏における指標の値について上位1/3の閾値を107.8と設定している（小数点第2位以下略）。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり二次医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の二次医療圏の外来医師偏在指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、上位1/3に区分される二次医療圏の数は、全国の二次医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(外来医師偏在指標について)

外来医師偏在指標は、外来医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、外来医師偏在指標の活用においては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に踏まえた上で、外来医師偏在指標の数値を絶対的な基準として取り扱うことや外来医師偏在指標のみに基づく機械的な運用を行うことの無いよう十分に留意する必要がある。

外来医師偏在指標

(二次医療圏別)

■ 上位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
1801	福井県	福井・坂井	120.6
1802	福井県	奥越	68.6
1803	福井県	丹南	93.0
1804	福井県	嶺南	77.6
1901	山梨県	中北	106.9
1902	山梨県	峡東	104.1
1903	山梨県	峡南	131.2
1904	山梨県	富士・東部	112.5
2001	長野県	佐久	111.3
2002	長野県	上小	91.6
2003	長野県	諏訪	96.9
2004	長野県	上伊那	87.1
2005	長野県	飯伊	94.8
2006	長野県	木曾	121.8
2007	長野県	松本	124.4
2008	長野県	大北	152.7
2009	長野県	長野	97.7
2010	長野県	北信	86.8
2101	岐阜県	岐阜	121.3
2102	岐阜県	西濃	103.9
2103	岐阜県	中濃	96.4
2104	岐阜県	東濃	90.1
2105	岐阜県	飛騨	93.6
2201	静岡県	賀茂	103.5
2202	静岡県	熱海伊東	86.9
2203	静岡県	駿東田方	97.5
2204	静岡県	富士	86.3
2205	静岡県	静岡	101.8
2206	静岡県	志太榛原	84.6
2207	静岡県	中東遠	84.2
2208	静岡県	西部	98.6

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
2302	愛知県	海部	92.7
2304	愛知県	尾張東部	99.1
2305	愛知県	尾張西部	98.9
2306	愛知県	尾張北部	93.0
2307	愛知県	知多半島	88.8
2308	愛知県	西三河北部	81.1
2309	愛知県	西三河南部西	85.4
2310	愛知県	西三河南部東	84.4
2311	愛知県	東三河北部	100.4
2312	愛知県	東三河南部	90.1
2313	愛知県	名古屋・尾張中部	130.2
2401	三重県	北勢	108.5
2402	三重県	中勢伊賀	108.7
2403	三重県	南勢志摩	106.1
2404	三重県	東紀州	116.7
2501	滋賀県	大津	125.7
2502	滋賀県	湖南	105.3
2503	滋賀県	甲賀	86.5
2504	滋賀県	東近江	94.8
2505	滋賀県	湖東	98.2
2506	滋賀県	湖北	98.2
2507	滋賀県	湖西	94.1
2601	京都府	丹後	92.9
2602	京都府	中丹	97.8
2603	京都府	南丹	90.6
2604	京都府	京都・乙訓	161.3
2605	京都府	山城北	103.6
2606	京都府	山城南	85.8
2701	大阪府	豊能	118.8
2702	大阪府	三島	105.4
2703	大阪府	北河内	105.6
2704	大阪府	中河内	107.7
2705	大阪府	南河内	107.1
2706	大阪府	堺市	111.8
2707	大阪府	泉州	107.2
2708	大阪府	大阪市	147.3

※ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の外来医療計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の二次医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の二次医療圏における指標の値について上位1/3の閾値を107.8と設定している（小数点第2位以下略）。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり二次医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の二次医療圏の外来医師偏在指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、上位1/3に区分される二次医療圏の数は、全国の二次医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(外来医師偏在指標について)

外来医師偏在指標は、外来医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、外来医師偏在指標の活用においては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に踏まえた上で、外来医師偏在指標の数値を絶対的な基準として取り扱うことや外来医師偏在指標のみに基づく機械的な運用を行うことの無いよう十分に留意する必要がある。

外来医師偏在指標

(二次医療圏別)

上位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
2801	兵庫県	神戸	138.9
2804	兵庫県	東播磨	103.9
2805	兵庫県	北播磨	104.0
2808	兵庫県	但馬	106.6
2809	兵庫県	丹波	100.2
2810	兵庫県	淡路	116.8
2811	兵庫県	阪神	131.3
2812	兵庫県	播磨姫路	103.0
2901	奈良県	奈良	136.8
2902	奈良県	東和	110.2
2903	奈良県	西和	109.9
2904	奈良県	中和	100.0
2905	奈良県	南和	145.7
3001	和歌山県	和歌山	148.9
3002	和歌山県	那賀	125.0
3003	和歌山県	橋本	113.9
3004	和歌山県	有田	133.2
3005	和歌山県	御坊	140.1
3006	和歌山県	田辺	121.3
3007	和歌山県	新宮	116.5
3101	鳥取県	東部	109.6
3102	鳥取県	中部	117.9
3103	鳥取県	西部	141.3
3201	島根県	松江	111.9
3202	島根県	雲南	72.7
3203	島根県	出雲	120.6
3204	島根県	大田	89.8
3205	島根県	浜田	123.1
3206	島根県	益田	87.8
3207	島根県	隠岐	98.0
3301	岡山県	県南東部	138.2
3302	岡山県	県南西部	113.8
3303	岡山県	高梁・新見	107.7
3304	岡山県	真庭	106.2
3305	岡山県	津山・英田	106.4

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
3401	広島県	広島	139.2
3402	広島県	広島西	119.9
3403	広島県	呉	128.1
3404	広島県	広島中央	106.4
3405	広島県	尾三	106.6
3406	広島県	福山・府中	100.2
3407	広島県	備北	102.3
3501	山口県	岩国	107.6
3502	山口県	柳井	94.0
3503	山口県	周南	93.6
3504	山口県	山口・防府	105.7
3505	山口県	宇部・小野田	118.3
3506	山口県	下関	117.2
3507	山口県	長門	95.3
3508	山口県	萩	113.5
3601	徳島県	東部	146.9
3603	徳島県	南部	103.3
3605	徳島県	西部	117.8
3702	香川県	小豆	51.8
3706	香川県	東部	137.7
3707	香川県	西部	114.6
3801	愛媛県	宇摩	88.6
3802	愛媛県	新居浜・西条	101.8
3803	愛媛県	今治	115.7
3804	愛媛県	松山	129.5
3805	愛媛県	八幡浜・大洲	125.1
3806	愛媛県	宇和島	112.1
3901	高知県	安芸	101.8
3902	高知県	中央	114.6
3903	高知県	高幡	117.0
3904	高知県	幡多	83.1

※ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の外来医療計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の二次医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の二次医療圏における指標の値について上位1/3の閾値を107.8と設定している（小数点第2位以下略）。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり二次医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の二次医療圏の外来医師偏在指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、上位1/3に区分される二次医療圏の数は、全国の二次医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(外来医師偏在指標について)

外来医師偏在指標は、外来医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、外来医師偏在指標の活用においては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に踏まえた上で、外来医師偏在指標の数値を絶対的な基準として取り扱うことや外来医師偏在指標のみに基づく機械的な運用を行うことの無いよう十分に留意する必要がある。

外来医師偏在指標

(二次医療圏別)

■ 上位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
4001	福岡県	福岡・糸島	145.6
4002	福岡県	粕屋	104.4
4003	福岡県	宗像	107.5
4004	福岡県	筑紫	75.7
4005	福岡県	朝倉	124.8
4006	福岡県	久留米	126.2
4007	福岡県	八女・筑後	122.8
4008	福岡県	有明	126.2
4009	福岡県	飯塚	113.2
4010	福岡県	直方・鞍手	135.1
4011	福岡県	田川	103.5
4012	福岡県	北九州	116.5
4013	福岡県	京築	90.3
4101	佐賀県	中部	135.9
4102	佐賀県	東部	153.7
4103	佐賀県	北部	105.1
4104	佐賀県	西部	106.7
4105	佐賀県	南部	120.5
4201	長崎県	長崎	154.4
4202	長崎県	佐世保県北	98.3
4203	長崎県	県央	120.2
4204	長崎県	県南	109.2
4206	長崎県	五島	124.7
4207	長崎県	上五島	70.1
4208	長崎県	壱岐	116.2
4209	長崎県	対馬	130.3
4302	熊本県	宇城	100.5
4303	熊本県	有明	109.6
4304	熊本県	鹿本	93.1
4305	熊本県	菊池	101.6
4306	熊本県	阿蘇	113.3
4308	熊本県	八代	107.8
4309	熊本県	芦北	108.0
4310	熊本県	球磨	94.8
4311	熊本県	天草	105.2
4312	熊本県	熊本・上益城	131.1

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
4401	大分県	東部	124.6
4403	大分県	中部	121.3
4405	大分県	南部	115.0
4406	大分県	豊肥	144.4
4408	大分県	西部	111.0
4409	大分県	北部	110.5
4501	宮崎県	宮崎東諸県	120.7
4502	宮崎県	都城北諸県	92.8
4503	宮崎県	延岡西臼杵	85.3
4504	宮崎県	日南串間	105.8
4505	宮崎県	西諸	96.6
4506	宮崎県	西都児湯	106.3
4507	宮崎県	日向入郷	81.5
4601	鹿児島県	鹿児島	132.0
4603	鹿児島県	南薩	126.2
4605	鹿児島県	川薩	130.7
4606	鹿児島県	出水	92.5
4607	鹿児島県	姶良・伊佐	99.8
4609	鹿児島県	曾於	93.9
4610	鹿児島県	肝属	97.7
4611	鹿児島県	熊毛	81.2
4612	鹿児島県	奄美	86.5
4701	沖縄県	北部	81.9
4702	沖縄県	中部	88.0
4703	沖縄県	南部	114.1
4704	沖縄県	宮古	80.0
4705	沖縄県	八重山	100.2

※ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の外来医療計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の二次医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の二次医療圏における指標の値について上位1/3の閾値を107.8と設定している（小数点第2位以下略）。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり二次医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の二次医療圏の外来医師偏在指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、上位1/3に区分される二次医療圏の数は、全国の二次医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(外来医師偏在指標について)

外来医師偏在指標は、外来医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、外来医師偏在指標の活用においては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に踏まえた上で、外来医師偏在指標の数値を絶対的な基準として取り扱うことや外来医師偏在指標のみに基づく機械的な運用を行うことの無いよう十分に留意する必要がある。